

事務連絡
令和3年3月24日

各都道府県総務部
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局
(人事担当課扱い)

御中

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室

年度当初の研修での留意事項について

今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、年度当初の研修での留意事項について別添のとおり事務連絡が発出されましたので、送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、本事務連絡にある留意事項を参考にいただき、新型コロナウイルス感染症対策の趣旨を踏まえ、研修の実施について、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室

電話 03-5253-5551 (直通)

関係各府省庁におかれては、年度当初の研修における感染防止策の徹底と関係団体への留意事項の周知徹底をお願いします。

事務連絡
令和3年3月23日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

年度当初の研修での留意事項について

平素より新型コロナウイルス感染症対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

緊急事態宣言後においても、これまでの経験を踏まえた取組が重要である中、特に、年度当初は研修が多くなり、人の移動、飲食の場面が想定されることから、別紙のとおり、留意事項をとりまとめました。

関係各府省庁におかれては、研修を実施する際には、オンラインによる研修の検討、業種別ガイドラインの遵守徹底、研修時期の見直し、研修時の懇親会等の自粛など、必要な感染防止策の実施を御検討いただくようお願いいたします。

また、関係各府省庁におかれては、関係団体（地方公共団体、経済団体等）に対し、年度当初の研修での留意事項を周知いただき、必要な感染防止策の実施を勧奨していただくようお願いいたします。

年度当初の研修での留意事項について

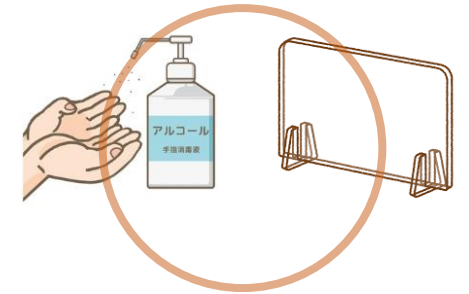
1. オンラインによる研修の検討

人の移動、人の集合による三密を避ける観点から、可能な限り、オンラインによる研修の開催を検討する。



2. 業種別ガイドラインの遵守徹底

研修や出張等については、業種別ガイドライン（オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等）の遵守徹底を図る。



3. 研修時期の見直し

感染状況等を踏まえ、研修の時期を見直す（分散開催も検討）。

4. 研修時の懇親会等の自粛

感染状況等を踏まえ、研修時に行われる懇親会等は、当面、開催の自粛を強く促す。

